

西宮市教育委員会傍聴規則

(平成14年1月8日)

(西宮市教育委員会規則第12号)

沿革

平成27年3月11日 西教委規則15号

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市教育委員会会議規則（昭和52年西宮市教育委員会規則第3号）第15条の規定に基づき、西宮市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、年齢、住所その他教育長が必要と認める事項を西宮市教育委員会傍聴受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴しようとする者の数が傍聴席の数を超える場合は、抽選により、傍聴することができる者を定める。

3 前項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他危険な物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 鉢巻き、たすきその他これらに類する物を身に付ける等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 教育長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 教育長は、傍聴人が前条各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、前条の規定に基づいて教育長に退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第7条 傍聴人は、この規則に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な教育長の指示に従わなければならない。

付 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

付 則 (平成27年3月11日西教委規則第15号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則5条による改正付則抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、〔中略〕第4条から第7条までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の際現に在職する改正法附則第2条第1項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。